

# 公募公告

横浜地方法務局相模原地方合同庁舎ほか10庁舎の庁舎の一部において、有償による使用許可を受け、清涼飲料水等自動販売機の設置及び運営管理を行う者を募集します。応募する者は、以下の要領により企画提案書を提出してください。

令和2年11月30日

横浜地方法務局長 岩本 尚文

## 1 公募に付する事項

### (1) 件名

横浜地方法務局相模原地方合同庁舎ほか10庁舎の庁舎における使用許可（清涼飲料水等自動販売機設置及び維持管理運営業務一式）の相手方の選定

### (2) 使用許可をする場所及び募集台数

別紙のとおり

### (3) 募集者数 1者

### (4) 使用許可期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

（ただし、当局が認めた場合は、令和8年4月1日から最大5年を超えない期間で、国有財産の使用許可を更新することができる。）

## 2 募集の趣旨

横浜地方法務局相模原地方合同庁舎ほか10庁舎の庁舎の一部において清涼飲料水等自動販売機の設置により販売させる前提で使用許可をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人、個人を問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書及び応募者の提示する国有財産使用料の金額（以下「使用料」という。）を総合的に評価することにより使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

## 3 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、自動販売機（清涼飲料水等）を設置し販売する。

ただし、相模原地方合同庁舎地下1階には清涼飲料水自動販売機及び証明写真機を各1台は設置することとし、その余は企画提案書に記載すること。また、同庁舎2階には清涼飲料水自動販売機のみ設置し販売することを許可する。

また、企画提案募集要領別紙において指定した場所には、ビン、缶、ペットボトル等の分別ゴミ箱を設置し、同ゴミ箱に投入されたゴミは回収しなければならない。

なお、詳細は企画提案書募集要領を参照すること。

## 4 企画提案書の作成及び提出に係る事項

### (1) 企画提案募集要領の交付

#### ア 交付期間

令和2年11月30日（月）から令和2年12月11日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時まで（た

だし、正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

横浜地方法務局会計課施設係（担当 林）  
横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎7階  
電話045-641-7916（直通）

ウ 交付方法

上記(1)イの場所において無料で交付する（郵送を希望する場合は送付先を記載した封筒（角2サイズ、郵便料金370円分の切手を貼付したもの。レターパック可。）を提出し、交付申込みをすること。）。ファクシミリによる交付申込みは受け付けない。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期限

令和3年1月8日（金）午後5時まで

イ 提出方法

上記(1)イの場所に持参又は郵送（提出期限内必着）により提出すること。

ウ 提出部数 1部

5 質問及び回答

(1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次に従い、書面（形式は問わない。）により提出すること。

ア 提出期限

令和2年12月16日（水）午後5時まで

イ 提出方法

上記4(1)イの場所に、持参、郵送又はファクシミリ（提出期限必着）等により提出すること。

(2) 上記(1)の質問に対する回答は、次のとおりとする。

ア 回答方法

令和2年12月25日（金）までに書面等により行う。

イ その他

期限までに提出されなかった質問についての回答は行わない。

また、質問の内容により公募の公平性を損なうおそれがあるときは、本件企画提案募集要領を受領した全員に対し、その質問内容及び回答を周知するものとする。

6 使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどし

ている者ではないこと

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

- (2) 応募者は(1)の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することのない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は(1)の当該要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消しをされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を提出すること。

なお、誓約書様式は企画提案募集要領別添様式2及び3を使用すること。

- (3) 提出した企画提案書が次のいずれかに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出期限又は提出方法が前記4(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

- (4) (1)及び(3)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領で定めた要件を満たした内容となっているか審査した後、要件を満たしていると認められた応募者の企画提案書を、横浜地方法務局内に設置する公募評価委員会において、審査採点し、総合得点の最も高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。ただし、評価項目のうち使用料について、横浜地方法務局が定める使用料の最低価格の110分の100の制限に達しない場合は非選定とする(※使用料は、企画提案書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額になるため、応募者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった国有財産使用料の110分の100に相当する金額を企画提案書に記入すること。)

なお、総合得点の最も高い者が複数存在する場合には、総合得点の最も高い者でくじ引きを実施し相手方を選定する。

おって、使用料について、いずれの提案金額も横浜地方法務局が定める使用料の最低価格の110分の100の制限に達しない場合は、企画提案募集要領で定めた要件を満たしていると認められた企画提案書を提出した応募者全てから、使用料の金額について、再提案を受け、他の評価項目も含めて、再度評価を行うこととするが、再提案の締切りについては、該当者に対し、横浜地方法務局から別途連絡する。

- (5) 再提案によっても横浜地方法務局が定める使用料の最低価格の110分の100の制限に達しない場合、総合得点の高い者から順に、横浜地方法務局が定める使用料の最低価格の110分の100の制限以上で国有財産使用料の提示可能であるかの交渉を行う。

- (6) 上記(5)の手続によっても横浜地方法務局が定める使用料の最低価格の11

0分の100の制限に達しない場合は、本件公募手続を打ち切る。

- (7) 選定結果（再提案の場合を除く。）については、担当部署から各応募者に対して、令和3年2月2日（火）までに連絡する。  
詳細は企画提案募集要領を参照すること。

## 7 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書等の作成、提出及び本件に応募することに関わる費用は、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。

## 使用許可をする場所及び募集台数

設 置 場 所	転倒防止板・ゴミ箱を含めた面積	自動販売機 の種類	設置台数
相模原地方合同庁舎 相模原市中央区富士見 6-10-10 (地下1階, 2階)	地下1階 9.252㎡ (※1) 2階 1.426㎡ 自動販売機 (幅114cm×奥行き90cm) ゴミ箱 (幅40cm×奥行き50cm)	清涼飲料水 証明写真ほ か (※2)	3以上 (※2)
厚木法務総合庁舎 1階 厚木市寿町 3-5-1	1.534㎡ 自動販売機 (幅126cm×奥行き90cm) ゴミ箱 (幅40cm×奥行き50cm)	清涼飲料水	1
湘南支局 1階 藤沢市辻堂神台 2-2-3	1.534㎡ 自動販売機 (幅126cm×奥行き90cm) ゴミ箱 (幅40cm×奥行き50cm)	清涼飲料水	1
西湘二宮支局 1階 中郡二宮町二宮 1240-1	1.534㎡ 自動販売機 (幅126cm×奥行き90cm) ゴミ箱 (幅40cm×奥行き50cm)	清涼飲料水	1
神奈川出張所 1階 横浜市神奈川区七島町 117	1.426㎡ 自動販売機 (幅114cm×奥行き90cm) ゴミ箱 (幅40cm×奥行き50cm)	清涼飲料水	1
金沢出張所 1階 横浜市金沢区泥亀 2-7-1	1.426㎡ 自動販売機 (幅114cm×奥行き90cm) ゴミ箱 (幅40cm×奥行き50cm)	清涼飲料水	1
青葉出張所 1階 横浜市青葉区荏田西 1-9-12	1.534㎡ 自動販売機 (幅126cm×奥行き90cm) ゴミ箱 (幅40cm×奥行き50cm)	清涼飲料水	1

戸塚出張所 2階 横浜市戸塚区戸塚町 2 8 3 3	1. 4 2 6 m <sup>2</sup> 自動販売機 (幅 1 1 4 c m × 奥行き 9 0 c m) ゴミ箱 (幅 4 0 c m × 奥行き 5 0 c m)	清涼飲料水	1
栄出張所 1階 横浜市栄区小菅ヶ谷 1 - 6 - 2	1. 5 3 4 m <sup>2</sup> 自動販売機 (幅 1 2 6 c m × 奥行き 9 0 c m) ゴミ箱 (幅 4 0 c m × 奥行き 5 0 c m)	清涼飲料水	1
旭出張所 1階 横浜市旭区柏町 1 1 3 - 2	1. 4 2 6 m <sup>2</sup> 自動販売機 (幅 1 1 4 c m × 奥行き 9 0 c m) ゴミ箱 (幅 4 0 c m × 奥行き 5 0 c m)	清涼飲料水	1
大和出張所 1階 大和市中央 1 - 5 - 2 0	1. 5 3 4 m <sup>2</sup> 自動販売機 (幅 1 2 6 c m × 奥行き 9 0 c m) ゴミ箱 (幅 4 0 c m × 奥行き 5 0 c m)	清涼飲料水	1

**【共通事項】**

- ・ 高さは 1 9 0 0 mm 以内とする。
- ・ ゴミ箱の面積は 2 個設置した場合の面積とする。

**【注意事項】**

- ※ 1 相模原合同庁舎地下 1 階については、自動販売機コーナー全面の面積とする。
- ※ 2 相模原合同庁舎地下 1 階には、清涼飲料水自動販売機及び証明写真機を 1 台ずつ設置し、その余は企画提案書に記載すること。また、同庁舎 2 階は清涼飲料水自動販売機 1 台のみ設置可能とする。